

海外渡航 安全管理マニュアル

(2022 年度学生海外派遣研修参加者向け)



独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校
危機管理室

令和5年1月

目 次

第1章 渡航前に行うこと

1 基本事項	-----	1
2 必要な保険の確認	-----	2
3 病気対策	-----	6

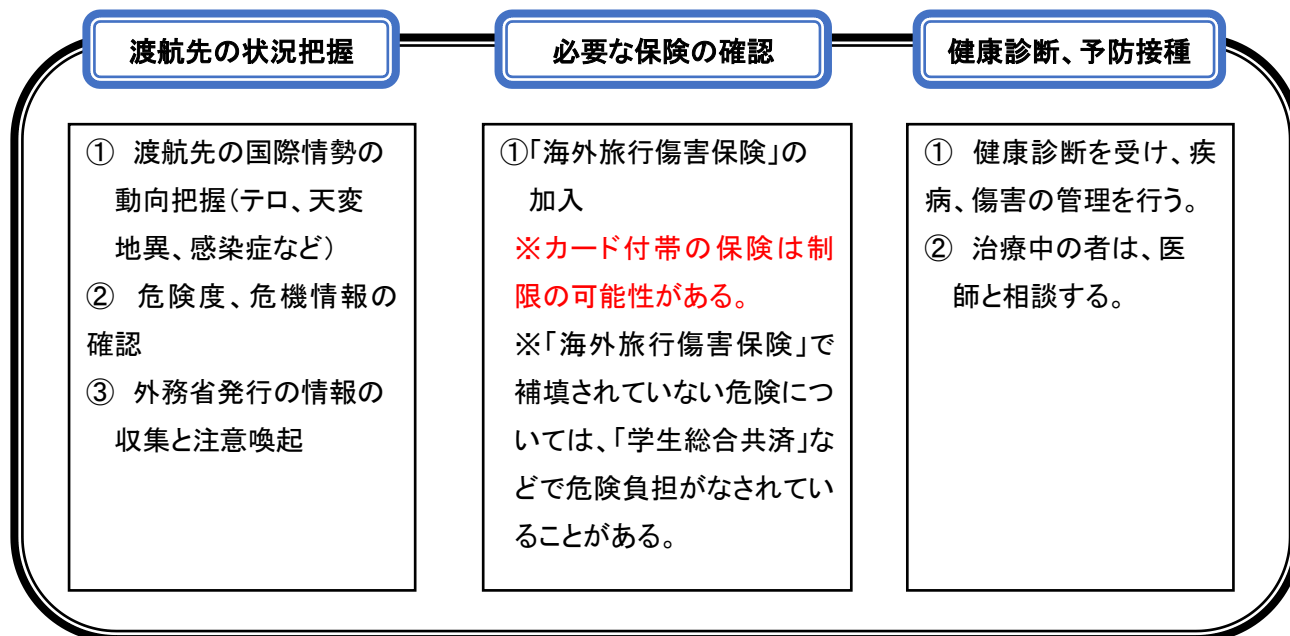
第2章 渡航中に行うこと

1 安全確保、健康管理、連絡先の確認	-----	7
2 想定される危機発生	-----	7
3 渡航者がとるべき対応	-----	8
4 在外公館一覧	-----	8
5 安全な海外旅行のための心得5箇条（外務省海外安全HPより）	-----	9

第1章 渡航前に行うこと



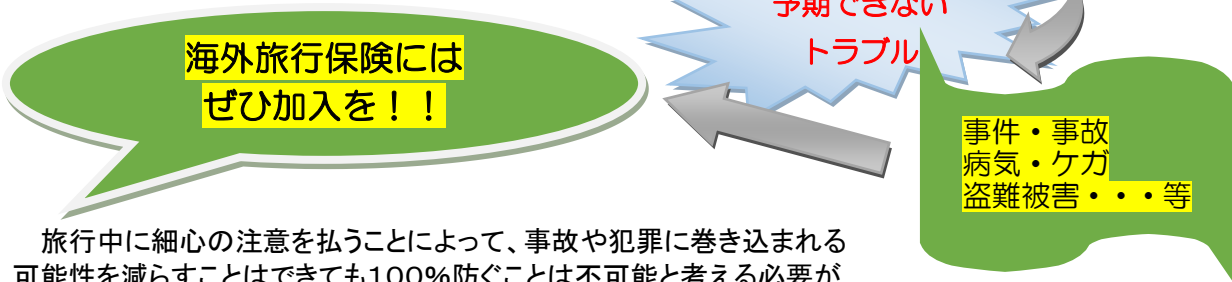
1 基本事項



携行品チェックリスト ◆渡航前に必ず以下の携行品をチェックしましょう。

- 有効な旅券(パスポート) ※有効期限を必ず確認しましょう。
- パスポートの写しおよびパスポート写真 ※紛失時等の申請用
- 予防接種(必要に応じて) ※検疫・税関情報を確認のうえ判断する。
- 航空券 ※出発便・到着便の確認
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書(3回目)※入国・帰国時に必須となります。
- 渡航計画・日程表
- 現金、外貨、クレジットカード等
- 海外旅行保険証券(保険内容のわかるもの)
- 常備薬、生理用品等
- 眼鏡、コンタクトレンズの予備
- 変圧器、変換プラグ等
- 海外渡航安全管理マニュアル(本冊子)

2 必要な保険の確認



旅行中に細心の注意を払うことによって、事故や犯罪に巻き込まれる可能性を減らすことはできても100%防ぐことは不可能と考える必要がある。保険会社によって保険体系は様々であるが、自分にとってどのような補償が必要か、しっかりと確認のうえ、万が一の備えとしてぜひ自分に合った保険への加入をおすすめする。

海外旅行保険

(参考) 主な補償内容(総合的に保障するタイプの場合)

<一般社団法人日本損害保険協会 Q&A 海外旅行保険とは より>

補償区分	補償内容
傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合を補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合を補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあったり壊れた場合を補償
救済者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
入院一時金	旅行行程中でのケガや病気で一定期間以上入院した場合を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
旅行変更費用	被保険者や同行予定者などの死亡・危篤、被保険者などの入院、渡航先での地震・戦争・テロ行為などの発生のために出国を中止または海外旅行を途中で取り止めて帰国した場合の費用を補償
偶然事故対応費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用(交通費、宿泊代、食事代、通信費など)を補償

注) 海外の滞在地や往復の航空機内だけでなく、住居から往きの空港に着くまでや帰りの空港から住居までといった、日本国内で発生した事故についても補償対象となる。

区分	保 険	病気	ケガ	死亡	賠償責任	備 考
		※1			※2	
学 生	損害保険プログラム (総合賠償責任保険) (高専機構加入)	×	○ (第三者 のみ)	○ (第三者 のみ)	○	高専機構に責任のある場合と 学生が学校管理下にある場合
	日本スポーツ振興センタ ー災害共済給付 (全員加入)	○ ※3	○ ※3	○ ※3	×	学生が学校管理下にある場合
	国立高専団体学生総合補償プ ラン(こども総合保険) (任意加入)	×	○	○	○	病気・ケガの補償(治療費用) 国内入院のみ
	学生総合共済(大学生協) (任意加入)	○	○	○	×	賠償責任は、別に学生賠償責 任保険への加入が必要

※1 教職員、学生自身が災害や傷害を被った場合に補償

※2 他者の財物に与えた損害及び他者へ与えた傷害を賠償(第三者への賠償)

※3 学生が学校の管理下にある場合の解釈により支給されない場合がある。特に外国での事故等は、
すべて共済給付を受けられるとは限らない。(日本スポーツ振興センター給付第二課の見解。H28.3.16 確認)

◆ 学生に係る損害保険の補償内容について

【学校又は高専機構で加入する保険】

日本スポーツ振興センター災害共済給付
(全員加入:学校一括加入、保険料は各自負担)

学校の管理下で学生の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)が発生したときに、災害給付を行う公的給付制度。

- 学校の管理下の範囲・授業中、部活動、運動会、遠足、修学旅行、海外派遣研修、登校・下校中等
- 災害の範囲(保険料負担額:1人あたり 1,905円 うち学生負担 1,520円、高専機構負担 385円)

災害の種類	災害の範囲	給付内容
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、 文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒 ・溺水・熱中症・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額。
傷害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った傷害で、その程度により第1級から第14級に区分される	傷害見舞金 3,770万円～82万円 (通学中の災害の場合 1,885万円～41万円)
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円(通学中の場合 1,400万円)
	学校の管理下において運動などの行為が起因又は誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円(通学中の場合 1,400万円)
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円(通学中の場合も同額)

注) 外国で発生した事故等については、発生時の引率状況等によっては、学校の管理下と判断されず、上記の給付を必ずしも受けられるとは限らない。場合によっては、給付審査で不支給となるケースがある。
(100%の完全給付は断言できない。)
< 日本スポーツ振興センター 給付第二課の見解 H28.3.16 確認 >

(独)国立高等専門学校機構 損害保険プログラム
(高専機構で加入、学生の保険料負担なし)

第三者の財物に損害もしくは第三者へ傷害を与えた場合、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険に加入 ⇒ 総合賠償責任保険(海外活動特約)

(例) 学校の管理下における海外派遣研修中に、学生が第三者に傷害を与えてしまい、学生が高専機構と同時に訴えられ、法律上の損害賠償責任が発生した場合

第三者への賠償

- < てん補限度額 20億円(1事故・期間中通算) >
- < 免責金額 なし(1事故あたり) >
- ・損害賠償金(治療費、入院費、慰謝料、休業補償、財物損壊に係る修理費等)
- ・訴訟費用
- ・損害防止軽減費用
- ・求償権保全費用
- ・解決協力費用

学生への補償

- ※上記の例で学生自身も傷害を被った場合に限り補償
- < てん補限度額(1事故・期間中通算) >
- ・見舞金 10万円を限度とする見舞金(死亡及び後遺傷害1～3級の場合)

災害共済給付と海外旅行保険の関係

災害共済の給付請求をしても必ず給付が認められるとは限らない。特に外国での事故等については、100%の給付が断言できない。

日本スポーツ振興センター
災害共済給付

×

損害保険会社の海外旅行保険に加入する。

⇒ 保険料は少し高いが、充実した補償が受けられ、万が一の備えができる。

○

両方の補償・給付が受けられる

損害保険会社の海外旅行保険に加入し、災害共済の給付請求も認められた場合

損害保険会社の海外旅行保険による補償

○

日本スポーツ振興センター災害共済給付

○

事故等が発生し、被害に遭った場合
⇒ 学校で災害共済給付を請求

海外旅行保険に加入(渡航前)

3 病気対策

健康診断等

健康診断

自分の健康状態を把握するために、健康診断を受けること。



予防接種

渡航国の状況を把握し、かかりつけ医と相談のうえ、接種を受けることをすすめる。

(参考) 予防接種の種類

- ① 検疫伝染病予防接種(黄熱病、コレラ、ペスト)
- ② 基本的予防接種(BCG、ポリオ、三種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)、麻疹、風疹、日本脳炎)
- ③ 任意予防接種(狂犬病、A型肝炎、B型肝炎)

歯科検診

歯に疾患がある場合は、渡航前に必ず治療すること。(海外は診療の予約が取りにくく、診療を受けたとしても高額な治療費を請求される場合が多い。)



持病・常備薬等

慢性疾患で治療を受けている場合

- ・普段から持病がある場合は、**主治医から病気の経過、治療法、使用中の薬剤等を英文にてメディカルレポートとして作成してもらい持参すること。**(日本語のものでも役に立つので作成してもらおうこと。)
- ・使用中の薬は、渡航日程分と不測の事態に対応するため、必ず予備分を持参すること。

常備薬

- ・普段使用している市販の薬(頭痛薬、生理痛薬、風邪薬、胃腸薬等)があれば持参すること。
- ・渡航先の気候によっては、日焼け止め、日焼け後のローション、虫除け等を持参すること。
- ・メガネ、コンタクトレンズを使用している場合は、予備を持参すること。

第2章 渡航中に行うこと

1 安全確保、健康管理、連絡先の確認

安全確保	健康管理	連絡先の確認
<p>①現地の状況(大規模な事件、事故の有無等)をニュース、インターネットを通じて確認すること。</p> <p>②在外公館への在留届出の提出を行うこと。(災害やテロなどの緊急時の安否確認、退避の連絡・保護が受けられる。)</p> <p>※短期間(1週間前後の出張、研修等)の場合は、届出の義務はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上の滞在は、提出が義務 ・3か月未満の滞在であっても、危険地域の場合は届出る。 	<p>①食べ物・飲み物には、十分注意し、体調が悪い場合は、我慢せずに引率教員、同行教職員に連絡すること。</p> <p>②生水、生ものは避け、食事は衛生状態の良い店でとるようにすること。</p> <p>③病気、けがによる医療機関を受診する場合は、必ず渡航前に海外旅行保険に加入し、保険証とパスポートを必ず持って受診すること。</p>	<p>①現地に着いたら学校への連絡が正しく行えるか確認すること。</p> <p>②定期的にメール等により家族・保護者に連絡をとることを忘れないようにすること。</p>

イカのおすし

2 想定される危機発生

天災、テロ、感染症、飛行機・列車事故などとの遭遇	事件・事故の被害者または加害者	病気、事件、事故などによる重篤な状態または急逝
--------------------------	-----------------	-------------------------

3 渡航者がとるべき対応

慌てずに自分の身の安全を確保しながら、下記に連絡をいれる。連絡は、電話・メール等常に複数の手段で行うこと。

緊急時の連絡方法

電話 (海外 → 日本)	メール・Teams
<p>引率教員・学級担任・指導教員へ連絡 例:090-1234-5678 の場合 〇〇〇(国際電話認識番号)－81(日本の国番号) －90－1234－5678</p> <p><参考> 主要国の国際電話認識番号 韓国(001) 台湾(002) 中国(00) シンガポール(001) タイ(001) マレーシア(00) イギリス(00) フランス(00) ギリシア(00) アメリカ(011) カナダ(011) オーストラリア(0011)</p>	<p>引率教員・学級担任・指導教員へ送信 メールアドレスと Teams アカウントは同じアドレスです。</p> <p>メールアドレス: ~@nagaoka-ct.ac.jp</p>

4 在外公館一覧

大使館名	住所、TEL、FAX ホームページリンク先
在タイ日本国大使館 (Thailand Embassy of Japan)	177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330, Thailand 電話: (66-2) 696-3000,207-8500 Fax: (66-2) 207-8510 http://www.th.emb-japan.go.jp/
在シンガポール日本国大使館 (Singapore Embassy of Japan)	16 Nassim Road, Singapore, 258390, Republic of Singapore 電話: (65) 62358855 Fax: (65) 67331039 http://www.sg.emb-japan.go.jp/index-j.html

5 安全な海外旅行のための心得5箇条 ～外務省海外安全HPより～

1. 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。

当然のことですが、旅行先では、その国の法律に従って行動しなければなりません。ある行為が日本では比較的軽い犯罪と見なされていても、国によっては想像もできないほど重い犯罪に該当することもあります。各国の法律は、その国にある宗教や文化等と密接に繋がっているものです。旅行中は、旅行先国の法律を守り、風俗や習慣に配慮した行動を常にとるよう心がけましょう。

2. 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。

一見、安全と思われる国・地域でも特定の場所や時間帯によっては、危険な場合があります。事前に渡航先の犯罪が多発する場所をチェックし、そうした場所には近づかないことが大切です。また、不案内な外国では、夜間の外出には様々なトラブルがつきものです。特に少人数での夜間の自由行動は、場所を問わず厳禁です。

3. 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。

一般に、日本人観光客はお金持ちで不用心という印象を持たれています。路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きも各地で多発しています。犯罪者に目を付けられないためには、旅行者らしい身なりは避けること、万が一、犯罪に遭遇しても、最小限の被害ですむよう外出時には多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしましょう。

4. 見知らぬ人を安易に信用しないこと。

日本人は外国人から詐欺の格好のターゲットとされています。特に個人で旅行をする若年者が、旅先での旺盛な好奇心から見知らぬ人の誘いに安易に乗って、自宅に誘われたり、飲食物をすすめられたりして、「いかさま賭博詐欺」や「睡眠薬強盗」の被害に遭った例は少なくありません。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用することは禁物です。

5. 薬物には絶対に手を出さないこと。

特に薬物犯罪については、近年、多くの国が取締りを強化しています。死刑を含めた厳罰でのぞむ国も珍しくありません。実際、旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出した人、また、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」を請け負った人、こうした方々の中には、その後の人生を台無しにするほどの重い刑罰を科せられた例もあります。自らの安全のためにも、薬物に手を出すことは絶対にやめましょう。